

転出される皆様へ

岡山県高梁市

- ① 14日以内に、新しい住所地の市区町村役場に「転出証明書」、「届出人の印鑑」、「本人確認書類」、「個人番号カード(住民基本台帳カード)」を添えて転入届をしてください。
- ② 転出証明書に記載してある転入地を変更して別の住所地へ転入する場合でも、そのまま「転出証明書」を添えて転入届をしてください。
- ③ なんらかの都合により転出をとり止めた時は、「転出証明書」、「届出人の印鑑」、「個人番号カード(住民基本台帳カード)」を添えて、転出取消の手続きをしてください。
- ④ 転出証明書を紛失した時は再交付の手続きをしてください。(再交付料 300 円が必要になります。)

	高梁市での手続き	新住所地での手続き
個人番号カードまたは住民基本台帳カードについて	引き続き使用できます。継続使用を希望しない方は、 個人番号カードまたは住民基本台帳カード を返納してください。(個人番号カード及び住民基本台帳カードの署名用電子証明書は転出予定日をもって失効します。個人番号カードの利用者証明用電子証明書は継続されます。) (担当課: 市民課、各地域局)	必ず 個人番号カードまたは住民基本台帳カード を添えて転入届をしてください。(署名用電子証明が必要な方は、転入先で新たに手続きをしてください。)
印鑑登録について	高梁市での印鑑登録は廃止しますので、 印鑑登録証 を返納いただくか、裁断後、廃棄してください。 (担当課: 市民課、各地域局)	必要な方は、新たに印鑑登録をしてください。
国民健康保険について	高梁市での資格は、転出予定日で喪失しますので、 国民健康保険被保険者証 を返納してください。 (担当課: 市民課、各地域局)	国民健康保険に加入中の方は、市区町村で加入手続きをしてください。
	減額額認定証等 をお持ちの方はあわせて返納してください。 (担当課: 地域医療連携課、各地域局)	
国民年金について	ご本人にいただく手続きは特にありません。 (担当課: 市民課、各地域局)	転入先でも住所変更の手続きは、不要です。
後期高齢者医療について	高梁市での資格は転出日の翌日で喪失しますので、 後期高齢者被保険者証等 を返納してください。また、 <u>広域外(県外)へ転出される方が、限度額適用・減額負担額減額認定証</u> をお持ちであれば負担区分証明書等を交付します。 (担当課: 地域医療連携課、各地域局)	後期高齢者被保険者証等の交付手続きをしてください。
介護保険について	介護保険被保険者証 を返納してください。要介護認定を受けている方は介護保険受給資格証明書を交付します。 (担当課: 健康長寿課、市民課、各地域局)	要介護認定を受けている方は 介護保険受給資格証明書 を添えて手続きしてください。
子ども医療費、ひとり親家庭等医療費、心身障害者医療費受給者について	高梁市での資格は喪失しますので、 子ども医療費、ひとり親家庭等医療費、重度心身障害者医療費受給資格者証 を返納してください。(担当課: こども未来課、福祉課、各地域局)	転入先で新たに手続きをしてください。
児童手当について	受給消滅の手続きをしてください。 (担当課: こども未来課、各地域局)	新たに手続きをしてください。
転校について(公立小中学校に在学中の方)	在学していた学校から 在学証明書・教科書無償給与証明書 を交付してもらってください。 (担当課: こども教育課)	転入時に窓口で手続きの確認をしてください。
犬の登録情報の変更の届け出について	本市での手続きは不要です。 (担当課: 環境課)	高梁市で登録された犬が市外へ転出する場合は、高梁市で交付された犬の鑑札を持参して転出先の担当窓口へ届け出てください。

○水道 高梁市役所上下水道課 21-0242 ○電気 中国電力 0120-413-826
 ○郵便 高梁郵便局 22-2535 ○電話 NTT電話受付 (局番なし)116
 ○受信料 NHK岡山放送局 086-214-4740